

にしん空き家解体支援ローン

令和6年12月1日現在

商品名	にしん空き家解体支援ローン
1. ご利用いただける方	・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満18歳以上の方 ・安定継続した収入(年収150万円以上または年収90万円以上で家族と同居)のある方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
2. お使いみち	① 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※ ①は、申込日時時点で、支払日から3か月以内のものに限り、支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も対象とします。 ② 申込人が、①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融を除く)から借入れたローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 【対象となる空き家の条件】 - ア 申込人またはその親族が所有する建物であること。 - イ 事業専用で使用していた建物ではないこと。
3. ご融資金額	・10万円以上500万円以内(1万円単位) (20歳未満の方は300万円以内) - ただし、自治体から空き家解体に伴う補助金を受給される場合は、「解体費用総額－補助金受給額」を上限とします。
4. ご利用期間	・3か月以上20年以内(1か月単位) ・元金返済据置(利払いのみ)期間は6か月以内とします。
5. ご融資形式	・証書貸付
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率(変動金利型)を適用させていただきます。 - ご融資利率は毎月見直しを行っておりますので窓口でご確認ください。ご融資後の金利の見直しは、毎年5月1日ならびに11月1日現在で、当金庫が定める「基準金利」を基準として見直し、5月1日基準のローン金利は7月の約定返済日の翌日(8月返済分)から、11月1日基準のローン金利は1月の約定返済日の翌日(2月返済分)から適用になります。 ・自治体から空き家解体に伴う補助金を受給される場合は、年0.2%優遇します。 ・遅延損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	・毎月元金均等または毎月元利均等分割返済とします。 ・申込金額の50%以内の元金について6か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。
8. 保証人・担保	・原則として不要です。
9. 保証会社・保証料	・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料はご融資利率に含まれております。
10. 必要書類	・本人確認書類

	運転免許証の写し（取得していない場合は顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書いずれかの写しで可） ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・ 所得確認書類（申込金額が100万円超の場合） 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2（所得金額用）等）、源泉徴収票原本（写し）、確定申告書（控）（写し）、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書（写し）のいずれか ・ 資金使途確認書類 見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等、資金使途が確認できる書類 対象となる自宅建物の不動産登記簿謄本または全部事項証明書（申込日時点で発行日から3か月以内のもの） ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可とします。 ・ 優遇金利適用時：自治体からの補助金受給が確認できる書類（補助金決定通知書等の写し） ・ 借換資金：融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類 ・ 支払済資金：領収書、通帳等						
11. 手数料	・ 繰上げ返済をされる場合や、返済条件の変更をご希望される場合は、次の手数料が必要となりますので、あらかじめご了承ください。 <table border="1"> <tr> <td>一部繰上げ返済される場合</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td>全額繰上げ返済される場合</td><td>33,000円</td></tr> <tr> <td>返済条件変更手数料</td><td>5,500円</td></tr> </table>	一部繰上げ返済される場合	5,500円	全額繰上げ返済される場合	33,000円	返済条件変更手数料	5,500円
一部繰上げ返済される場合	5,500円						
全額繰上げ返済される場合	33,000円						
返済条件変更手数料	5,500円						
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。						
13. その他	・ 今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内とします。 ・ 証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・ 資金は、原則として工事契約先に振込させていただきます。 ・ 保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。						

西中国信用金庫